塩釜市	宮城海上保安部	〒985―0011	塩釜市貞山通３―４―１
秋田市	秋田海上保安部	〒011―0945	秋田市土崎港西１―７―35
東京都	第三管区海上保安本部	〒231―8818	横浜市中区北仲通５―57
横浜市	横浜海上保安部	〒231―0001	横浜市中区新港１―２―１
新潟市	新潟海上保安部	〒950―0072	新潟市中央区竜が島１―５―４
松本市	第九管区海上保安本部	〒950―8543	新潟市中央区万代２―２―１
静岡市	清水海上保安部	〒424―0922	静岡市清水区日の出町９―１
名古屋市	第四管区海上保安本部	〒455―8528	名古屋市港区入船２―３―12
金沢市	金沢海上保安部	〒920―0211	金沢市湊４―13
京都市	第八管区海上保安本部	〒624―8686	舞鶴市字下福井901
舞鶴市	舞鶴海上保安部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
大阪市	大阪海上保安監部	〒552―0021	大阪市港区築港４―10―３
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１―１
和歌山市	和歌山海上保安部	〒640―8287	和歌山市築港３―43
米子市	境海上保安部	〒684―0034	境港市昭和町９―１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
高松市	高松海上保安部	〒760―0064	高松市朝日新町１―30
松山市	松山海上保安部	〒791―8058	松山市海岸通2426―５
高知市	高知海上保安部	〒780―8010	高知市桟橋通５―４―55
福岡市	福岡海上保安部	〒812―0031	福岡市博多区沖浜町８―１
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１―３―10
長崎市	長崎海上保安部	〒850―0921	長崎市松が枝町７―29
佐世保市	佐世保海上保安部	〒857―0852	佐世保市千尽町４―１
対馬市	対馬海上保安部	〒817―0016	対馬市厳原町東里341―42
熊本市	熊本海上保安部	〒869―3207	宇城市三角町三角浦1160―20
大分市	大分海上保安部	〒870―0107	大分市大字海原字地浜916―５
宮崎市	宮崎海上保安部	〒887―0001	日南市油津４―12―１
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４―１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬入舟町22―1
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11―１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１―１―８

⑶　申込受付期間　平成23年４月１日（金）から４月８日（金）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年４月８日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

⑷　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

⑵　受験申込用紙の請求等を郵便により行う場合には、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類の所要事項は正確に記入すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成23年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、平成23年度における司法書士試験を次のとおり行う。

平成23年４月１日　法務大臣　江田　五月

1　受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成23年７月３日（日曜日）

口述試験　平成23年10月11日（火曜日）

3　試験の内容

⑴　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識

⑵　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）

⑶　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識

⑷　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
試験場集合時刻	午前９時	
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑴
午後の部	午後１時から午後４時までの３時間	上記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（上記３の⑴）及び午後の部の試験のうち上記３の⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち上記３の⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑵　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３に掲げる事項について行う。

⑶　筆記試験免除申請者

平成22年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑷　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成23年４月１日（金曜日）現在において施行されているものとする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局が指定した場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局における筆記試験の合格者については、その法務局が指定した場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定した場所

6　受験申請受付期間

平成23年５月９日（月曜日）から同月20日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成23年５月20日までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

6,600円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、平成23年４月１日（金曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵便によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。